

## 福井市河川環境保全活動推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、良好な河川環境の整備・保全の実践活動を行う地域住民団体等に対する補助金の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助の対象となる地域住民団体等（以下「団体」という。）とは、自治会、青年会、婦人会、老人会、水利組合、消防団、河川愛護団体、学校関係団体またはこれに準ずる団体をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 河川区域内での草刈り清掃活動で総事業面積が1,000㎡以上もの

(2) (1)をともなった花壇整備等環境美化活動

2 前項の活動は、2回までを補助の対象とする。

### (補助対象区域)

第4条 補助の対象となる事業の実施区域は、福井市内にある福井県管理の河川で次に掲げるものとする。

(1) 市街地及び集落等の人家連たん地を流れる河川

(2) 主要な道路の沿線にある河川

(3) 観光地及びその周囲を流れる河川

(4) 親水活動等が多い河川

(5) その他、河川環境及び生活環境の保全上、特に草刈りの必要があると認める河川

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第3条に掲げる活動に必要な需用費（食糧費は草刈り清掃活動・花壇整備等環境美化活動時に配給する飲料のみとする。）役務費、使用料及び賃借料とし、労力費は対象としない。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条により対象となる経費（事業面積に1㎡当たり5.3円を乗じた金額に調整率を乗じた金額を限度とする。）の2/3以内とする。ただし、上限を100,000円とし、年度予算の範囲内で交付する。なお、調整率は福井県が事業年度の市町の申請額と県の予算額を比較勘案のうえ決定する。

2 前項に規定する額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする団体は、河川環境保全活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、実施計画書（様式第2号）及び実施区域図を添付するものとする。

3 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

### (補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、規則第4条の規定により補助金の交付の決定をし、規則第6条の規定により通知するものとする。

### (実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、事業完了後、すみやかに河川環境保全活動推進事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書（様式第4号）

(2) 現場写真

(3) 補助対象となる経費の領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する報告書を受領したときは、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた団体が、補助金の交付を受けようとするときは、河川環境保全活動推進事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた団体が、虚偽の申請又は不正行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係図書の保存)

第13条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

福井市長 様

住 所

団体名

代表者

### 河川環境保全活動推進事業補助金交付申請書

年度河川環境保全活動にかかる補助金の交付を受けたいので、福井市河川環境保全活動推進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 河 川 名 称 川
- 2 目 的 良好な河川環境を保全するため、上記河川区域内の環境美化活動を行う。
- 3 着手及び完了予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 交 付 請 求 額 円
- 5 添 付 書 類
  - 1) 実施計画書
  - 2) 実施区域図

(様式第2号)

河川環境保全活動  
実施計画書

団体名 \_\_\_\_\_

活動内容			
河川名			
場所			
延長	m / 1回目	面積	m <sup>2</sup> / 1回目
	m / 2回目		m <sup>2</sup> / 2回目
実施月日	作業内容	活動人数(若年者数)	
事業費			
支出科目	金額	摘要	
合計			

若年者数は、活動人数のうち40歳未満の人数を記入して下さい。

(様式第3号)

年 月 日

福井市長 様

住 所

団体名

代表者

### 河川環境保全活動推進事業実績報告書

年度河川環境保全活動が完了しましたので、福井市河川環境保全活動推進事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 事業名 ( 川 ) 河川環境保全活動
- 2 実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 添付書類
  - 1 ) 実施報告書
  - 2 ) 現場写真
  - 3 ) 補助対象となる経費の領収書等の写し

(様式第4号)

河川環境保全活動  
実施報告書

団体名 \_\_\_\_\_

活動内容			
河川名			
場所			
延長	m / 1回目	面積	m <sup>2</sup> / 1回目
	m / 2回目		m <sup>2</sup> / 2回目
実施月日	作業内容	活動人数(若年者数)	
事業費			
支出科目	金額	摘要	
合計			

若年者数は、活動人数のうち40歳未満の人数を記入して下さい。

(様式第5号)

年 月 日

福井市長 様

住 所

団体名

代表者 ( )

( ) 法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

### 河川環境保全活動推進事業補助金交付請求書

年 月 日付福井市指令河第 号をもって額の確定のあつた河川環境保全活動推進事業補助金を下記のとおり請求します。

#### 記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名 \_\_\_\_\_ 店名 \_\_\_\_\_

預金種目 普通 ・ 当座

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ

口座名義 \_\_\_\_\_